

おくやみガイドブック



川崎市 中原区

令和6年4月



ご遺族の方へ

このたびのご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族におかれましては、悲しみや先々のご不安もあるなか、さまざまな申請や届出に関する手続きが必要になってくると存じます。

本紙では、それらのうち、区役所での手続きを中心に、必要なものにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようご案内をいたします。

事前準備について

中原区役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 3

ご来庁ください

本紙と必要なものをお持ちの上、中原区役所へお越しください。



来庁時の持ち物について

- ・このページでは、区役所での手続きに必要な、主なお持ちものについて掲載しています。
- ・故人の状況により、ここでご案内しているもの以外にも必要なものが生じる場合もございます。
- ・なるべく一度にお手続きいただけるよう一覧としていますが、お手元にあるものをお持ちください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書など）
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
 - ※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
 - ※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
 - ※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）
- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証
- その他役所から交付された受給者証や福祉タクシー利用券など

本人確認書類について

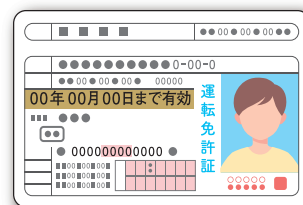
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

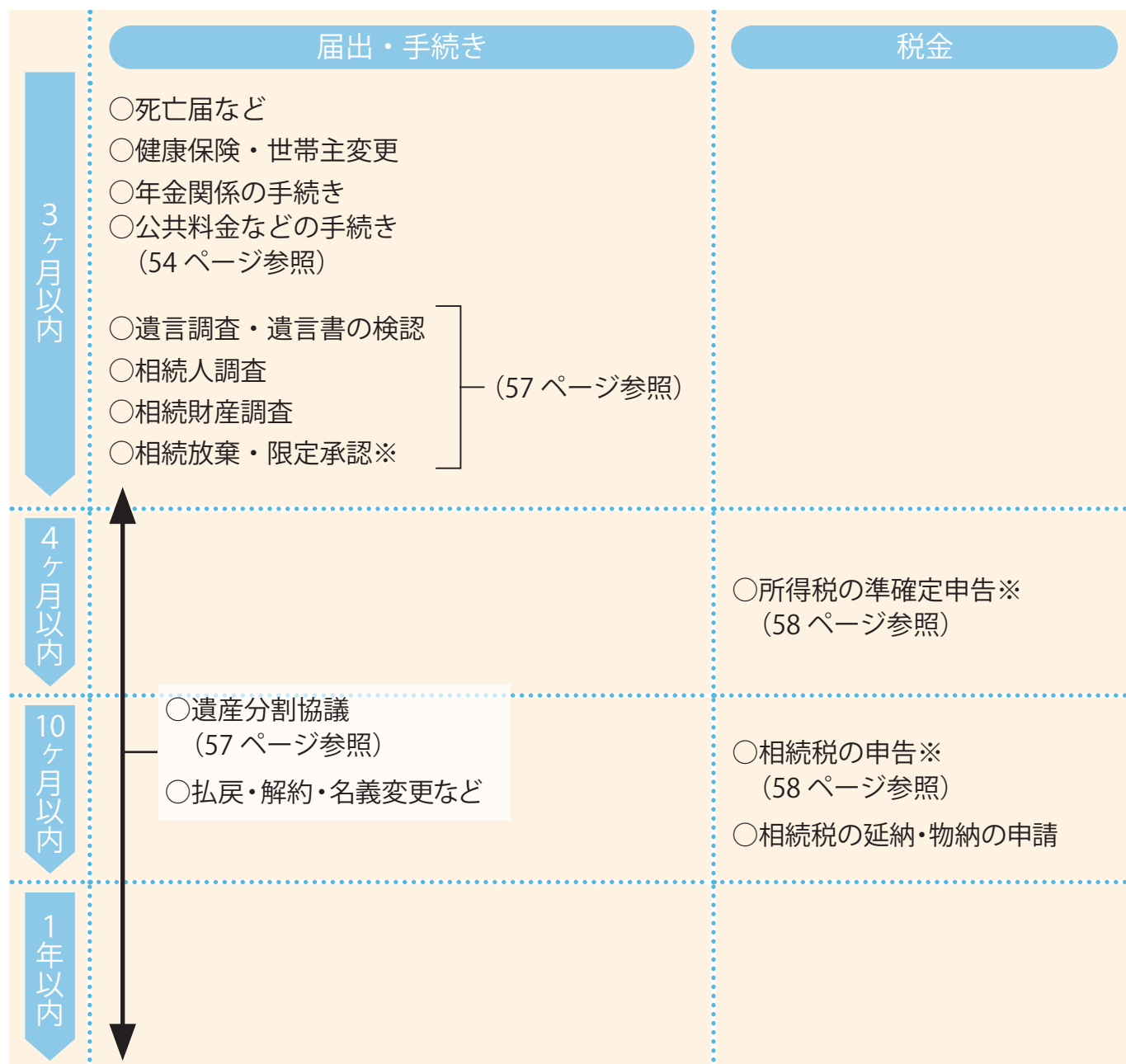
- 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）



中原区で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期と存じますが、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※法律などで期限が定められていることから、「相続放棄・限定承認」は裁判所、「所得税の準確定申告」や「相続税の申告」は税務署に必ずご自身でご確認ください。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録に関する手続き	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードを持っていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カードを持っていた	
	<input type="checkbox"/>	世帯主死亡の場合で同一世帯に世帯員が2人以上いる	P.8
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
年金に関する手続き	<input type="checkbox"/>	国民年金のみに加入または受給していた	P.9
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入または受給していた	P.10
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入または受給していた	P.11
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度に加入していた	P.12
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度年金を受給していた	
保険に関する手続き	<input type="checkbox"/>	国民健康保険被保険者証を持っていた	P.13
	<input type="checkbox"/>	神奈川県の後期高齢者医療被保険者証を持っていた	P.15
	<input type="checkbox"/>	限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）を持っていた	P.16
	<input type="checkbox"/>	特定疾病療養受療証を持っていた	
介護保険に関する手続き	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証を持っていた	P.17
	<input type="checkbox"/>	介護保険で介護認定を受けていた	
子どもに関する手続き	<input type="checkbox"/>	満18歳の年度末まで（障害児は20歳未満）の子どもを養育している	P.18
	<input type="checkbox"/>	満18歳の年度末まで（障害児・高等学校在学中の場合は20歳未満）の子どもを養育している	P.19
	<input type="checkbox"/>	子どもが保育所などに入所している	P.20
	<input type="checkbox"/>	子どもが学童に入所している	
	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.21
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.22
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.23
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療証を持っていた	P.24

チェックリスト

各種手続き

区役所以外の主な手続き

相続について

委任状

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

区役所以外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当事項	詳細ページ
子どもに関する手続き	<input type="checkbox"/>	小児医療証を持っていた、または小児医療証をお持ちのお子さんの保護者が亡くなられた	P.24
	<input type="checkbox"/>	交通事故・自然災害・不慮の事故で亡くなられた	P.25
	<input type="checkbox"/>	公立小・中学校に通学または入学予定の子どもがいる	
	<input type="checkbox"/>	養育医療を受けていた	P.26
	<input type="checkbox"/>	母子父子寡婦福祉資金貸付を受けていた	
福祉（障害）に関する手続き	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳を持っていた	P.27
	<input type="checkbox"/>	療育手帳を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳を持っていた	P.28
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	P.29
	<input type="checkbox"/>	重度障害者医療証を持っていた	P.30
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院）を持っていた	P.31
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証（育成医療）を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	経過的福祉手当を受給していた	P.32
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度に加入していた	
	<input type="checkbox"/>	特定医療費（指定難病）受給者証を持っていた	P.33
	<input type="checkbox"/>	小児慢性特定疾病医療受給者証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	被爆者健康手帳を持っていた	P.34
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を持っていた方の世帯が、水道料金・下水道使用料の減免制度を利用していた	P.35	
<input type="checkbox"/>	公害医療手帳を持っていた		
福祉（高齢者）に関する手続き	<input type="checkbox"/>	高齢者在宅サービス（介護保険外）を利用していた	P.36
	<input type="checkbox"/>	水道料金・下水道使用料の基本料金減免制度（要介護）を利用していた	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
税金に関する手続き	<input type="checkbox"/>	普通自動車を所有していた	P.37
	<input type="checkbox"/>	軽自動車を所有していた	
	<input type="checkbox"/>	原付バイクを所有していた	P.38
	<input type="checkbox"/>	126～250ccのバイク（軽二輪）を所有していた	P.39
	<input type="checkbox"/>	250cc超のバイク（小型二輪）を所有していた	
	<input type="checkbox"/>	小型特殊自動車を所有していた	P.40
	<input type="checkbox"/>	不動産（土地・家屋）を所有していた	P.41
	<input type="checkbox"/>	固定資産税（土地・家屋・償却資産）が課されていた	P.42
	<input type="checkbox"/>	共有名義の代表者として固定資産を所有していた	P.43
	<input type="checkbox"/>	市民税が課されていた	P.44
<input type="checkbox"/>	軽自動車税が課されていた	P.45	
ペットに関する手続き	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	P.46
医療に関する手続き	<input type="checkbox"/>	肝炎治療受給者証を持っていた	P.47
災害弔慰金に関する手続き	<input type="checkbox"/>	交通事故または労働災害により死亡した	
食品営業・環境衛生営業・医療機関・薬局・施術所・歯科技工所の許可などに関する手続き	<input type="checkbox"/>	食品営業・環境衛生営業・医療機関、薬局の許可を受けていた食品・理美容所・クリーニング所・施術所・歯科技工所などの届出をしていた	P.48
受水槽に関する手続き	<input type="checkbox"/>	所有している建物に受水槽が設置されており、届出をしていた	P.49
医療職関係免許・調理師関係免許・クリーニング師免許に関する手続き	<input type="checkbox"/>	医療系（医師、薬剤師、看護師、栄養士、管理栄養士など）調理師、製菓衛生師、ふぐ包丁師、クリーニング師の免許を持っている	P.50

区役所以外の主な手続きは51ページ以降を、相続については57ページ以降をご参照ください。

1. 住民登録に関する手続き

チェックリスト

マイナンバーカードを持っていた

手続き マイナンバーカードの返納

手続き詳細	期 限
所有者が亡くなられた場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。この場合返納は義務ではありません。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	どなたでも可
	問い合わせ先
	区民課 住民記録第1係 1階3番窓口 ☎ 044-744-3175

各種手続き

住民基本台帳カードを持っていた

手続き 住民基本台帳カードの返納

手続き詳細	期 限
所有者が亡くなられた場合、カードは自動的に廃止となります。この場合返納は義務ではありません。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	どなたでも可
	問い合わせ先
	区民課 住民記録第1係 1階3番窓口 ☎ 044-744-3175

区役所以外の主な手続き

相続について

委任状

MEMO

世帯主死亡の場合で同一世帯に世帯員が2人以上いる

手続き 世帯主変更届

手続き詳細	期 限
亡くなられた世帯主と同一の世帯に、世帯員が2人以上いた場合は必要となります。	死亡から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (同一世帯の方のもの)	同一世帯の方
	問い合わせ先
	区民課 住民記録第1係 1階3番窓口 ☎ 044-744-3175

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証(カード)の返納または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証(カード)は無効となりますので、返納または破棄してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 印鑑登録証(カード)	どなたでも可
	問い合わせ先
	区民課 住民記録第1係 1階3番窓口 ☎ 044-744-3175

MEMO

2. 年金に関する手続き

国民年金のみに加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。 まずは最寄りの年金事務所にお問い合わせください。 年金事務所へ問い合わせた結果、区役所でも手続きが可能な場合は、必要書類をご確認のうえお手続きください。	—
必要なもの	手続き可能な人
年金事務所からの案内に従ってご用意ください。	—
	問い合わせ先 高津年金事務所 ☎ 044-888-0111 年金事務所予約受付専用電話 ☎ 0570-05-4890 ※ 050 で始まる電話でおかけになる場合 ☎ 03-6631-7521 保険年金課 国民年金担当 1階7番窓口 ☎ 044-744-3206

MEMO

厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。</p> <p>まずは最寄りの年金事務所にお問い合わせください。</p> <p>※手続き先は年金事務所となります。予約受付専用電話を利用してご予約のうえ、ご来所していただきますようお願いします。</p>	—
必要なもの	手続き可能な人
年金事務所からの案内に従ってご用意ください。	—
	問い合わせ先
	<p>高津年金事務所</p> <p>☎ 044-888-0111</p> <p>年金事務所予約受付専用電話</p> <p>☎ 0570-05-4890</p> <p>※ 050 で始まる電話でおかけになる場合</p> <p>☎ 03-6631-7521</p>

MEMO

2. 年金に関する手続き

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。 まずは加入または受給されていた共済組合、または最寄りの年金事務所にお問い合わせください。	—
必要なもの	手続き可能な人
共済組合または年金事務所からの案内に従ってご用意ください。	—
	問い合わせ先
	高津年金事務所 ☎ 044-888-0111 年金事務所予約受付専用電話 ☎ 0570-05-4890 ※ 050 で始まる電話でおかけになる場合 ☎ 03-6631-7521

MEMO

チェックリスト

各種手続き


区役所以外の主な手続き

相続について

委任状


心身障害者扶養共済制度に加入していた

手続き 心身障害者扶養共済制度の年金支給請求

手続き詳細	期 限
<p>障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めていた場合、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給するための請求が行えます。</p> <p>https://logoform.jp/form/FUQz/170699</p> 	<p>すみやかに</p>
<p>必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 死亡診断書 <input type="checkbox"/> 加入者の消除された住民票 <input type="checkbox"/> 対象障害者の住民票 	<p>手続き可能な人</p> <p>ご遺族</p> <p>問い合わせ先</p> <p>高齢・障害課 障害者支援係 3階6番窓口 ☎ 044-744-3296</p>

心身障害者扶養共済制度年金を受給していた


手続き 年金の受給権者死亡届

手続き詳細	期 限
<p>年金を受給している方が亡くなられた場合、年金の受給権者死亡届の提出が必要です。</p> <p>https://logoform.jp/form/FUQz/170691</p> 	<p>すみやかに</p>
<p>必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 年金証書 (紛失した場合は年金証書紛失届) <input type="checkbox"/> 対象障害者の消除された住民票 	<p>手続き可能な人</p> <p>ご遺族</p> <p>問い合わせ先</p> <p>高齢・障害課 障害者支援係 3階6番窓口 ☎ 044-744-3296</p>

3. 保険に関する手続き

国民健康保険被保険者証を持っていた

手続き① 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。 https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/1da6091e-6e0d-43b2-9915-24f89b67a1cc/start 	葬祭を行った日の翌日から2年以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の被保険者証（死亡届出時に回収済みである場合は不要） <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認ができるもの <input type="checkbox"/> 振込先金融機関、口座番号などの控え（葬祭を行った方（喪主）の名義） <input type="checkbox"/> 葬祭を行ったことがわかるもの（葬祭費用の領収書など）	葬祭執行者（喪主） 問い合わせ先 保険年金課 国民健康保険担当 1階 10番窓口 （川崎市保険コールセンター） ☎ 044-200-0783

手続き② 国民健康保険被保険者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合、被保険者証の返還が必要です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証	ご遺族 問い合わせ先 保険年金課 国民健康保険担当 1階 10番窓口 （川崎市保険コールセンター） ☎ 044-200-0783

MEMO

3. 保険に関する手続き

神奈川県の後期高齢者医療被保険者証を持っていた

手続き① 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から2年間
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証（死亡届時に回収済みである場合は不要） <input type="checkbox"/> 印鑑（葬祭を行った方（喪主）のもの） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（振込先が確認できるもの） <input type="checkbox"/> 会葬礼状または葬祭領収書（喪主及び亡くなられた方の氏名、葬祭日の確認ができるもの）	葬祭執行者（喪主） 問い合わせ先 保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 1階11番窓口 （川崎市保険コールセンター） ☎ 044-200-0783

手続き② 後期高齢者医療被保険者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が後期高齢者医療制度に加入していた場合、被保険者証の返還が必要です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証	ご遺族 問い合わせ先 保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 1階11番窓口 （川崎市保険コールセンター） ☎ 044-200-0783

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所以外の主な手続き

相続について

委任状

限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）を持っていた

手続き 限度額適用認定証などの返還

手続き詳細	期 限
国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方が亡くなった場合には、認定証の返還が必要です。	死亡から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証	ご遺族
	問い合わせ先
	保険年金課 国民健康保険担当他 1階 10番（国保）または 11番（後期）窓口 （川崎市保険コールセンター） ☎ 044-200-0783

特定疾病療養受療証を持っていた

手続き 特定疾病療養受療証の返還

手続き詳細	期 限
国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、特定疾病療養受療証をお持ちの方が亡くなった場合には、受療証の返還が必要です。	死亡から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証	ご遺族
	問い合わせ先
	保険年金課 国民健康保険担当他 1階 10番（国保）または 11番（後期）窓口 （川崎市保険コールセンター） ☎ 044-200-0783

MEMO

4. 介護保険に関する手続き

チェックリスト

介護保険被保険者証を持っていた

手続き 介護保険被保険者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証について、返還が必要です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	どなたでも可
	問い合わせ先
	保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 1階 11番窓口 (川崎市保険コールセンター) ☎ 044-200-0783

各種手続き

介護保険で介護認定を受けていた

手続き 負担割合証、負担限度額認定証の返還

手続き詳細	期 限
介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証の交付を受けている場合は返還が必要です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 (お持ちの方のみ)	どなたでも可
<input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証 (お持ちの方のみ)	問い合わせ先
	高齢・障害課 介護認定給付係 3階 5番窓口 ☎ 044-744-3136

区役所以外の主な手続き

相続について

委任状

MEMO

5. 子どもに関する手続き

満18歳の年度末まで（障害児は20歳未満）の子どもを養育している

手続き 児童扶養手当の受給申請

手続き詳細	期 限
配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している児童が満18歳の年度末まで（障害児は20歳未満）の場合、児童扶養手当を申請することができます。所得制限があり、遺族年金などの受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。	なし ※期限はありませんが、 遡及はできません。
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 （ご遺族及びご遺族の扶養義務者のもの） <input type="checkbox"/> 申請者と児童の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 年金手帳（ご遺族のもの） ※その他、申請書類については、申請する 方の状況により異なりますのでお問い合わせ ください。	ご遺族 問い合わせ先 児童家庭課 2階2番窓口 ☎ 044-744-3197

MEMO

5. 子どもに関する手続き

満18歳の年度末まで（障害児・高等学校在学中の場合は20歳未満）の子どもを養育している

手続き ひとり親家庭等医療費助成の申請

手続き詳細	期 限
配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している子どもが満18歳の年度末まで（障害児・高等学校在学中は20歳未満）の場合、ひとり親家庭等医療費助成を申請することができ、所得が一定の額未満の方について、保険医療費の自己負担分（食事療養標準負担額などを除く）を助成します。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 （申請者及びご遺族の扶養義務者のもの） <input type="checkbox"/> 児童扶養手当の証書または児童扶養手当支給停止通知書 <input type="checkbox"/> 申請者と児童の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 （申請者と子ども双方のもの） <input type="checkbox"/> 所得情報の照会に関する同意書 （同居の親族がいる場合） ※その他、申請書類については、申請する方の状況により異なりますのでお問い合わせください。	ご遺族 問い合わせ先 保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 1階11番窓口 ☎ 044-744-3204

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所以外の主な手続き

相続について

委任状

子どもが保育所などに入所している

手続き 保育所などの手続き

手続き詳細	期 限
保育所などの入所に際し、登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） ※その他、申請書類については、申請する方の状況により異なりますのでお問い合わせください。	ご遺族
	問い合わせ先
	児童家庭課 2階2番窓口 ☎ 044-744-3263

子どもが学童に入所している

手続き 学童保育の手続き

手続き詳細	期 限
学童保育に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、各施設にお問い合わせください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
民間放課後児童クラブをご利用の方は、各施設にお問い合わせください。わくわくプラザをご利用の場合は、ご利用のわくわくプラザに直接お問い合わせください。	ご遺族
	問い合わせ先
	各施設にお問い合わせください。

MEMO

5. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 児童手当の受給者変更・未支払手当請求の手続き

手続き詳細	期 限
<p>児童手当を受給されていた方が亡くなられた場合、死亡日をもって児童手当の受給資格が消滅します。今後、児童を監護される方（配偶者の方など）が亡くなられた方に代わって児童手当を受給するためには、申請が必要になります。</p> <p>ただし、新しく受給者になれる方が公務員の場合は、職場での申請となります。</p> <p>また、亡くなられた方に未だ支払われていない児童手当がある場合は、当該児童手当の支給対象児童となっていた児童に支給します。</p>	<p>死亡日の翌日から 15 日以内</p>
<p>必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証（ご遺族のもの） <p>※その他、申請書類については、申請する方の状況により異なりますのでお問い合わせください。</p>	<p>手続き可能な人</p> <p>今後児童を監護する方</p> <p>問い合わせ先</p> <p>区民課 住民記録第2係 1階6番窓口 ☎ 044-744-3172</p>

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所以外の主な手続き

相続について

委任状

児童扶養手当を受給していた

手続き 児童扶養手当の受給者死亡届・未支払手当請求などの手続き

手続き詳細	期 限
<p>児童扶養手当を受給されていた方が亡くなられた場合、受給者死亡届の手続きが必要です。未払いの手当がある場合はご遺族の方が受け取ることができます。</p> <p>また、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。所得制限があり、年金などの受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。</p> <p>申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。</p>	<p>死亡から 14 日以内</p>
必要なもの	手続き可能な人
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（亡くなられた方のもの） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <p>【新たな受給者として申請する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（申請者と児童のもの） <input type="checkbox"/> 年金手帳（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 （ご遺族及びご遺族の扶養義務者のもの） <p>※その他、申請書類については、申請する方の状況により異なりますのでお問い合わせください。</p>	<p>今後児童を養育する方</p> <p>問い合わせ先</p> <p>児童家庭課 2階2番窓口 ☎ 044-744-3197</p>

MEMO

5. 子どもに関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

手続き 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失などの手続き

【児童が亡くなられた場合】

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は金額改定の手続きとなります。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 (お持ちの方のみ)	ご遺族
	問い合わせ先
	高齡・障害課 障害者支援係 3階6番窓口 ☎ 044-744-3296

【保護者が亡くなられた場合】

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 (申請に関係する全ての方のもの) 【資格喪失】 口座番号確認書類 (対象児童のもの) 【受給者変更】 口座番号確認書類 (新規受給者のもの)	今後児童を養育する方
	問い合わせ先
	高齡・障害課 障害者支援係 3階6番窓口 ☎ 044-744-3296

ひとり親家庭等医療証を持っていた

手続き ひとり親家庭等医療証の変更（消滅）届の提出

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療証の交付を受けていた方が亡くなられた場合、変更（消滅）の届け出が必要です。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証	ご遺族
	問い合わせ先
	保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 1階 11 番窓口 ☎ 044-744-3204

小児医療証を持っていた、または小児医療証をお持ちのお子さんの保護者が亡くなられた

手続き 小児医療証の返還

手続き詳細	期 限
小児医療証を持っていた児童が亡くなられた場合、その児童の医療証は死亡日をもって失効となりますので、返還してください。また、申請者（保護者）が亡くなられた場合は、保護者を変更する手続きが必要です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 小児医療証 【保護者変更のお手続きの場合】 <input type="checkbox"/> 小児医療証 <input type="checkbox"/> 子どもの健康保険証 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（変更後の保護者のもの） <input type="checkbox"/> 本人確認書類（変更後の保護者のもの） <input type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状または申請者の健康保険証	ご遺族
	問い合わせ先
	保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 1階 11 番窓口 ☎ 044-744-3204

5. 子どもに関する手続き

交通事故・自然災害・不慮の事故で亡くなられた

手続き 災害遺児等福祉手当の手続き

手続き詳細	期 限
<p>交通災害、自然災害、不慮の災害などにより、児童と同一生計を営む保護者（父・母またはそれに代わる方）が亡くなられた場合、または重度の障害者（身体障害者手帳1級または2級の方）になった場合、その児童と同一生計、同一世帯にある保護者で、市内に居住している方が申請できます。</p>	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 自動車安全運転センター事務所長、労働基準監督署長などの発行する証明書 <input type="checkbox"/> 医師が発行する死体検案書または死亡診断書（亡くなられた場合）、身体障害者手帳の写し（障害を有する場合） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票の写し <input type="checkbox"/> 預金通帳の写し <input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの）	<p>今後児童を養育する方</p> <p>問い合わせ先</p> <p>区民課 住民記録第2係 1階6番窓口 ☎ 044-744-3172</p>

公立小・中学校に通学または入学予定の子どもがいる

手続き 保護者変更手続き

手続き詳細	期 限
<p>保護者として登録されている方が亡くなられた場合、保護者変更の手続きが必要です。窓口で発行される書類を、子どもが就学している学校へ提出してください。</p>	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの）	<p>お子様の親権者</p> <p>問い合わせ先</p> <p>区民課 住民記録第2係 1階6番窓口 ☎ 044-744-3172</p>

養育医療を受けていた

手続き 未熟児養育医療変更届の提出

手続き詳細	期 限
対象医療を受けていた子どもが亡くなられた場合、未熟児養育医療の中止（廃止）の手続きが必要です。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 養育医療券	どなたでも可
	問い合わせ先
	児童家庭課 2階2番窓口 ☎ 044-744-3263

母子父子寡婦福祉資金貸付を受けていた

手続き 借受人死亡・解散届、貸付停止事由発生届、継続貸付申請書などの提出

手続き詳細	期 限
貸付を受けていた保護者または子どもが亡くなられた場合、手続きが必要です。 ※貸付の状況により異なりますのでお問い合わせください。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
-	ご遺族、清算人の方
	問い合わせ先
	児童家庭課 2階2番窓口 ☎ 044-744-3197

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

6. 福祉（障害）に関する手続き

チェックリスト

身体障害者手帳を持っていた

手続き 身体障害者手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の身体障害者手帳について、返還が必要です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	ご遺族
	問い合わせ先
	高齢・障害課 障害者支援係 3階6番窓口 ☎ 044-744-3296

各種手続き

療育手帳を持っていた

手続き 療育手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の療育手帳について、返還が必要です。	なし
https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/4c0c0ca4-193e-4373-a020-9d46d187ddd5/start 	
※本フォームで申請後、手帳の原本をお住まいの地区の各区役所高齢・障害課の窓口へお持ちいただく必要があります。	
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 療育手帳	ご遺族
	問い合わせ先
	高齢・障害課 障害者支援係 3階6番窓口 ☎ 044-744-3296

区役所以外の主な手続き

相続について

委任状

MEMO

精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続き 精神障害者保健福祉手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の精神障害者保健福祉手帳について、返還が必要です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	ご遺族など
	問い合わせ先
	高齢・障害課 精神保健係 3階6番窓口 ☎ 044-744-3297

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当の受給資格者の資格喪失届

手続き詳細	期 限
特別障害者手当を受給されていた方が亡くなられた場合、資格喪失の手続きが必要です。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	ご遺族
	問い合わせ先
	高齢・障害課 障害者支援係 3階6番窓口 ☎ 044-744-3296

MEMO

6. 福祉（障害）に関する手続き

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当の受給資格者の資格喪失届

手続き詳細	期 限
障害児福祉手当を受給されていた方が亡くなられた場合、資格喪失の手続きが必要です。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	ご遺族
	問い合わせ先
	高齢・障害課 障害者支援係 3階6番窓口 ☎ 044-744-3296

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所以外の主な手続き

相続について

委任状

重度障害者医療証を持っていた

手続き① 重度障害者医療証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。重度障害者医療証を返還してください。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 重度障害者医療証	どなたでも可
	問い合わせ先
	保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 1階 11 番窓口 ☎ 044-744-3204

手続き② 重度障害者医療費助成の申請

手続き詳細	期 限
重度障害者医療費助成制度の対象者が助成対象期間に神奈川県外の医療機関にかかったなど、医療費の負担をしていた場合は、医療費助成の申請を相続人代表者の方が行うことができます。 ※高額療養費に該当する場合、まず先に高額療養費の支給を受け、高額療養費支給決定通知書を受け取ってから、重度障害者医療費助成を申請してください（限度額適用認定証をお使いの方は、そのまま重度障害者医療費助成を申請できる場合があります。）。	受診月の翌月から5年以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 重度障害者医療証 <input type="checkbox"/> 川崎市重度障害者医療費助成に関する相続人代表者指定(変更)書兼申立書（相続人代表者及び相続人代表者以外の法定相続人が自筆または記名押印したもの。） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（相続人代表者のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（亡くなられた方と相続人代表者の関係が分かるもの。住民票の世帯が同じ場合は不要です。） <input type="checkbox"/> 領収書（亡くなられた方が神奈川県後期高齢者医療広域連合の健康保険に加入していた期間に神奈川県外の医療機関に支払ったものは不要です。）	相続人代表者 問い合わせ先 保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 1階 11 番窓口 ☎ 044-744-3204

6. 福祉（障害）に関する手続き

チェックリスト

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院）を持っている

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院）を返還してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証	どなたでも可
	問い合わせ先
	高齢・障害課 3階6番窓口 ☎ 044-744-3296（更生医療） ☎ 044-744-3297（精神通院）

各種手続き

自立支援医療受給者証（育成医療）を持っている

手続き 自立支援医療受給者証（育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（育成医療）を返還してください。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証	どなたでも可
	問い合わせ先
	児童家庭課 2階2番窓口 ☎ 044-744-3263

区役所以外の主な手続き

相続について

委任状

MEMO


経過的福祉手当を受給していた

手続き 経過的福祉手当の受給資格者の資格喪失届

手続き詳細	期 限
経過的福祉手当を受給されていた方が亡くなった場合、資格喪失の手続きが必要です。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	ご遺族
	問い合わせ先
	高齢・障害課 障害者支援係 3階6番窓口 ☎ 044-744-3296

心身障害者扶養共済制度に加入していた

手続き 心身障害者扶養共済制度の弔慰金支給請求

手続き詳細	期 限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障害のある方が亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。 https://logoform.jp/form/FUQz/172853 	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 印鑑（ご遺族のもの）	ご遺族
<input type="checkbox"/> 障害者扶養共済制度年金証書	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	高齢・障害課 障害者支援係 3階6番窓口
<input type="checkbox"/> 加入者の住民票	☎ 044-744-3296
<input type="checkbox"/> 対象障害者の消除された住民票	

MEMO

6. 福祉（障害）に関する手続き

チェックリスト

特定医療費（指定難病）受給者証を持っていた

手続き 特定医療費（指定難病）受給者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の特定医療費（指定難病）受給者証について、返還が必要です。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 特定医療費（指定難病）受給者証	どなたでも可
	問い合わせ先
	地域ケア推進課 管理運営係 2階1番窓口 ☎ 044-744-3252 (川崎市特定医療費コールセンター) ☎ 044-200-1979

各種手続き

区役所以外の主な手続き

小児慢性特定疾病医療受給者証を持っていた

手続き 小児慢性特定疾病医療受給者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の小児慢性特定疾病医療受給者証について、返還が必要です。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者証	どなたでも可
	問い合わせ先
	児童家庭課 2階2番窓口 ☎ 044-744-3263

相続について

委任状

MEMO

被爆者健康手帳を持っていた

手続き 被爆者死亡届

手続き詳細	期 限
<p>死亡届に死亡を証する書類、被爆者健康手帳（または第一種健康診断受診者証、第二種健康診断受診者証）、手当証書を添え14日以内に窓口へ提出してください。</p> <p>死亡の届出が遅れたため、死亡の翌月分以降の手当が支給されたときは、手当返納が必要です。</p> <p>また、葬祭料の申請をすることができます。葬祭料は、被爆者健康手帳をお持ちの方が亡くなられた場合、葬祭を行う方に支給します（ただし、死因が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合は支給されません。）。</p> <p>被爆者死亡届の提出があった場合、原爆死没者名簿に登載されます。登載を希望されない場合は被爆者死亡届を提出する際にお申し出ください。</p>	<p>死亡から 14 日以内</p>
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳 <input type="checkbox"/> 第一種健康診断受診者証 <input type="checkbox"/> 第二種健康診断受診者証 <input type="checkbox"/> 手当証書（手当受給があった場合） <input type="checkbox"/> 認定書（厚生労働省から認定疾病の認定を受けていた場合） <input type="checkbox"/> 死亡診断書または死体検案書（葬祭費の申請を行う場合） <input type="checkbox"/> 会葬御礼または領収書（故人と喪主の方のフルネームの記載があるもの。） <input type="checkbox"/> 葬祭料の振込先口座番号が確認できるもの（喪主の名義の口座に限る。）	<p>ご遺族</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p>地域ケア推進課 管理運営係 2階1番窓口 ☎ 044-744-3252</p>

MEMO

6. 福祉（障害）に関する手続き

チェックリスト

身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を持っていた方の世帯が、水道料金・下水道使用料の減免制度を利用していた

手続き 水道料金・下水道使用料の減免の喪失届出

手続き詳細	期 限
身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を持っていた方の世帯が水道料金・下水道使用料の減免制度を利用していた場合、減免喪失の手続きが必要です。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 水道番号の分かるもの	ご遺族など
	問い合わせ先
	高齢・障害課 3階6番窓口 ☎ 044-744-3296（身体手帳・療育手帳） ☎ 044-744-3297（精神手帳）

各種手続き

公害医療手帳を持っていた

手続き 公害医療手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がお持ちの公害医療手帳は必ず返還が必要です。公害健康被害補償法に基づく各種申請については、53ページをご覧ください。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
公害医療手帳	どなたでも可
	問い合わせ先
	地域ケア推進課 管理運営係 2階1番窓口 ☎ 044-744-3252

区役所以外の主な手続き

相続について

委任状

MEMO

7. 福祉（高齢者）に関する手続き

高齢者在宅サービス（介護保険外）を利用していた

手続き 高齢者在宅サービスの廃止手続き

手続き詳細	期 限
日常生活用具（紙おむつなど）の給付、寝具乾燥、訪問理美容サービス、福祉電話の事業、緊急通報システム事業などを利用していた方は、廃止の手続きが必要です。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	どなたでも可
	問い合わせ先
	高齢・障害課 高齢者支援係 3階5番窓口 ☎ 044-744-3217

水道料金・下水道使用料の基本料金減免制度（要介護）を利用していた

手続き 水道料金・下水道使用料の基本料金減免の喪失届出

手続き詳細	期 限
水道料金・下水道使用料の基本料金減免喪失の手続きが必要です。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 水道番号の分かるもの	どなたでも可
	問い合わせ先
	高齢・障害課 高齢者支援係 3階5番窓口 ☎ 044-744-3217

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所以外の主な手続き

相続について

委任状

8. 税金に関する手続き

チェックリスト

普通自動車を所有していた

手続き 普通自動車の名義変更または廃車手続き

手続き詳細	期 限
普通自動車の所有者が亡くなられた場合には、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	死亡から 15 日以内
必要なもの	手続き可能な人
手続きの種類や相続人の人数などによって必要なものが異なりますので、運輸支局にご相談ください。	相続人またはご遺族
	問い合わせ先
	関東運輸局 神奈川運輸支局 川崎自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2036

各種手続き

軽自動車を所有していた

手続き 軽自動車の名義変更または廃車手続き

手続き詳細	期 限
軽自動車の所有者が亡くなられた場合には、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から 15 日以内 廃車は死亡から 30 日以内
必要なもの	手続き可能な人
手続きの種類や相続人の人数などによって必要なものが異なりますので、軽自動車検査協会にご相談ください。	相続人またはご遺族
	問い合わせ先
	軽自動車検査協会 神奈川事務所 ☎ 050-3816-3118

区役所以外の主な手続き

相続について

委任状

MEMO

原付バイクを所有していた

手続き 原付バイクの名義変更または廃車手続き

手続き詳細	期 限
原付バイクの所有者が亡くなられた場合には、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から 15 日以内 廃車は死亡から 30 日以内
必要なもの	手続き可能な人
【名義変更】 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（相続人またはご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 譲渡証明書 <input type="checkbox"/> 廃車申告受付書（廃車申告をしていない場合は、原付バイクのナンバープレート及び標識交付証明書が必要） <input type="checkbox"/> 住所を証明するもの （川崎市に住民登録があれば不要） 【廃車】 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（相続人またはご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 軽自動車税の領収証書 <input type="checkbox"/> 原付バイクのナンバープレート	相続人またはご遺族 問い合わせ先 かわさき市税事務所 市民税課管理係 ☎ 044-200-3962 こすぎ市税分室管理担当 ☎ 044-744-3222 みぞのくち市税事務所 市民税課管理係 ☎ 044-820-6559 しんゆり市税事務所 市民税課管理係 ☎ 044-543-8957

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所以外の主な手続き

相続について

委任状

8. 税金に関する手続き

126～250ccのバイク（軽二輪）を所有していた

手続き 軽二輪の名義変更または廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量 126 ～ 250cc のバイク（軽二輪）の所有者が亡くなった場合には、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から 15 日以内 廃車は死亡から 30 日以内
必要なもの	手続き可能な人
手続きの種類や相続人の人数などによって必要なものが異なりますので、運輸支局にご相談ください。	相続人またはご遺族
	問い合わせ先 関東運輸局 神奈川運輸支局 川崎自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2036

250cc超のバイク（小型二輪）を所有していた

手続き 小型二輪の名義変更または廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量 250cc 超のバイク（小型二輪）の所有者が亡くなった場合には、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から 15 日以内 廃車は死亡から 30 日以内
必要なもの	手続き可能な人
手続きの種類や相続人の人数などによって必要なものが異なりますので、運輸支局にご相談ください。	相続人またはご遺族
	問い合わせ先 関東運輸局 神奈川運輸支局 川崎自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2036

MEMO

小型特殊自動車を所有していた

手続き 小型特殊自動車の名義変更または廃車手続き

手続き詳細	期 限
小型特殊自動車の所有者が亡くなられた場合には、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から 15 日以内 廃車は死亡から 30 日以内
必要なもの	手続き可能な人
【名義変更】 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 (相続人またはご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 譲渡証明書 <input type="checkbox"/> 廃車申告受付書 (廃車申告をしていない場合は、原付バイクのナンバープレート及び標識交付証明書が必要) <input type="checkbox"/> 住所を証明するもの (川崎市に住民登録があれば不要) 【廃車】 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 (相続人またはご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 軽自動車税の領収証書 <input type="checkbox"/> 原付バイクのナンバープレート	相続人またはご遺族 問い合わせ先 かわさき市税事務所 市民税課 管理係 ☎ 044-200-3962 こすぎ市税分室 管理担当 ☎ 044-744-3222 みぞのくち市税事務所 市民税課 管理係 ☎ 044-820-6559 しんゆり市税事務所 市民税課 管理係 ☎ 044-543-8957

MEMO

8. 税金に関する手続き

不動産（土地・家屋）を所有していた

手続き 不動産の相続登記申請

手続き詳細	期 限
相続により不動産の所有者の名義などが変更になる場合には、法務局にて不動産の相続登記を行う必要があります。相続の内容によって提出書類や手続きの流れが異なります。	相続で取得したことを知った日から3年以内
必要なもの	手続き可能な人
法務局へご確認ください。	相続人またはご遺族
	問い合わせ先
	不動産の所在が川崎区・幸区・中原区の場合、 横浜地方法務局 川崎支局 ☎ 044-244-4166 不動産の所在が高津区・宮前区・多摩区・麻生区の場合、 横浜地方法務局 麻生出張所 ☎ 044-955-2222 横浜地方法務局本局 ☎ 045-641-7461

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所以外の主な手続き

相続について

委任状

固定資産税（土地・家屋・償却資産）が課されていた

手続き 固定資産税の代表相続人の届出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に固定資産税が課されている場合、納税通知書や還付に関する書類は、代表相続人に送付させていただくことになります。相続人のうち、どなたが代表相続人になれるのか、「市税代表相続人届」に必要事項を記入し、ご提出ください。ここで設定された代表相続人は、相続登記が完了するまで有効となります。</p> <p>※相当の期間内に「市税代表相続人届」が提出されない場合、市が代表相続人を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。</p> <p>※固定資産税以外にも市税が課されている場合には、全ての担当課に提出する必要はありません。</p>	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 （相続人またはご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 市税代表相続人届	相続人またはご遺族
	問い合わせ先 かわさき市税事務所 資産税課 ☎ 044-200-3956 こすぎ市税分室 資産税担当 ☎ 044-744-3241 みぞのくち市税事務所 資産税課 ☎ 044-820-6565 しんゆり市税事務所 資産税課 ☎ 044-543-8971

MEMO

8. 税金に関する手続き

共有名義の代表者として固定資産を所有していた

手続き 固定資産の共有代表者の変更届

手続き詳細	期 限
固定資産を複数人で共有していて、代表者を変更する場合には、変更の届出が必要となります。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (相続人またはご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 代表者変更届	相続人またはご遺族 問い合わせ先 かわさき市税事務所 資産税課 ☎ 044-200-3956 こすぎ市税分室 資産税担当 ☎ 044-744-3241 みぞのくち市税事務所 資産税課 ☎ 044-820-6565 しんゆり市税事務所 資産税課 ☎ 044-543-8971

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所以外の主な手続き

相続について

委任状

市民税が課されていた

手続き 市民税・県民税・森林環境税の代表相続人の届出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に市民税・県民税・森林環境税が課されている場合、納税通知書や還付に関する書類は、代表相続人に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが代表相続人になれるのか「市税代表相続人届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「市税代表相続人届」が提出されない場合、市が代表相続人を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。</p> <p>※市民税・県民税・森林環境税以外にも市税が課されている場合には、全ての担当課に提出する必要はありません。</p>	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (相続人またはご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 市税代表相続人届	相続人またはご遺族 問い合わせ先 かわさき市税事務所 市民税課 市民税係 ☎ 044-200-3882 こすぎ市税分室 市民税担当 ☎ 044-744-3231 みぞのくち市税事務所 市民税課 市民税係 ☎ 044-820-6560 しんゆり市税事務所 市民税課 市民税係 ☎ 044-543-8958

MEMO

8. 税金に関する手続き

軽自動車税が課されていた

手続き 軽自動車税の代表相続人の届出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に軽自動車税が課されている場合、納税通知書や還付に関する書類は、代表相続人に送付させていただくことになります。相続人のうち、どなたが代表相続人になれるのか「市税代表相続人届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「市税代表相続人届」が提出されない場合、市が代表相続人を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。</p> <p>※軽自動車税以外にも市税が課されている場合には、全ての担当課に提出する必要はありません。</p>	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（相続人またはご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 市税代表相続人届	相続人またはご遺族
	問い合わせ先
	かわさき市税事務所 市民税課管理係 ☎ 044-200-3962 こすぎ市税分室 管理担当 ☎ 044-744-3222 みぞのくち市税事務所 市民税課管理係 ☎ 044-820-6559 しんゆり市税事務所 市民税課管理係 ☎ 044-543-8957

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所以外の主な手続き



相続について

委任状

9. ペットに関する手続き

犬を飼っていた

手続き 犬の登録変更の届出

手続き詳細	期 限
<p>市で登録のある犬について、登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更がある場合、届出が必要です。</p> <p>【新たな飼い主が市内にお住まいの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 犬にマイクロチップを装着していないまたは装着しているが環境大臣指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）に登録していない場合は、犬の所在地を管轄している区の区役所衛生課で登録事項の変更の届出が必要です。オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）からの届出も可能です。 犬にマイクロチップを装着し、マイクロチップ情報を指定登録機関に登録している場合は、指定登録機関ホームページ「犬と猫のマイクロチップ情報登録」において、登録事項の変更手続きが必要です。手続きの際には、登録証明書に記載された暗証記号が必要となります。登録証明書を紛失されている場合については、指定登録機関へ直接お問い合わせください。 <p>【新たな飼い主が市外にお住まいの場合】</p> <p>犬の新しい所在地を管轄する自治体の狂犬病予防担当課（保健所など）にお問い合わせのうえ、手続きをしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> e-KAWASAKI <p>【狂犬病予防】 犬の登録事項変更届（市外からの転入を除く）</p> <p>https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/8957f631-3d3a-4a61-9bd3-919891f98fd7/start </p> <ul style="list-style-type: none"> 環境大臣指定登録機関「犬と猫のマイクロチップ情報登録」 <p>https://reg.mc.env.go.jp/ </p>	<p>飼い主が死亡して 30 日以内</p>
<p>必要なもの</p> <p>—</p>	<p>手続き可能な人</p> <p>新しく飼い主となる人</p> <p>問い合わせ先</p> <p>衛生課 環境衛生係 中原区役所別館 3階窓口 ☎ 044-744-3271</p>

10. 医療に関する手続き

肝炎治療受給者証を持っていた

手続き 肝炎治療受給者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の肝炎治療受給者証について、返還が必要です。ただし、有効期限が満了した受給者証の返還は不要です。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 肝炎治療受給者証	どなたでも可
	問い合わせ先
	衛生課 感染症対策係 中原区役所別館 3階窓口 ☎ 044-744-3280

チェックリスト

各種手続き

11. 災害弔慰金に関する手続き

交通事故または労働災害により死亡した

手続き 川崎市災害弔慰金の申請

手続き詳細	期 限
交通事故または労働災害で亡くなられた場合、川崎市災害弔慰金が支給されます。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 死亡理由が確認できるもの	ご遺族
	問い合わせ先
	地域ケア推進課 管理運営係 2階1番窓口 ☎ 044-744-3252

区役所以外の主な手続き

相続について

委任状

MEMO

12. 食品営業・環境衛生営業・医療機関・薬局・施術所・歯科技工所の許可などに関する手続き

食品営業・環境衛生営業・医療機関、薬局の許可を受けていた食品・理美容所・クリーニング所・施術所・歯科技工所などの届出をしていた

手続き 地位承継・廃止届・変更届

手続き詳細	期 限
区内で営業などを行っている施設の場合は衛生課にご相談ください。	手続きによって異なりますので、施設所在地を管轄する区役所衛生課にお問い合わせください。
必要なもの	手続き可能な人
手続きによって異なりますので、衛生課にお問い合わせください。	法定相続人
	問い合わせ先
	衛生課 中原区役所別館 3階窓口 食品衛生係 ☎ 044-744-3273 環境衛生係 ☎ 044-744-3271 感染症対策係（医療系） ☎ 044-744-3280

チェックリスト

各種手続き

区役所以外の主な手続き

相続について

委任状

13. 受水槽に関する手続き

所有している建物に受水槽が設置されており、届出をしていた

手続き 変更届

手続き詳細		期 限
区内にある施設の場合は衛生課にご相談ください。		手続きによって異なりますので、衛生課にお問い合わせください。
必要なもの	手続き可能な人	
手続きによって異なりますので、衛生課 にお問い合わせください。	どなたでも可	
	問い合わせ先	
	衛生課 中原区役所別館 3階窓口 環境衛生係 ☎ 044-744-3271	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所以外の主な手続き

相続について

委任状

14. 医療職関係免許・調理師関係免許・クリーニング師免許に関する手続き

医療系（医師、薬剤師、看護師、栄養士、管理栄養士など）、
調理師、製菓衛生師、ふぐ包丁師、クリーニング師の免許を持っている

手続き 抹消手続き

手続き詳細	期 限
必要な手続き方法については衛生課にご相談ください。	手続きによって異なりますので、衛生課にお問い合わせください。
必要なもの	手続き可能な人
手続きによって異なりますので、衛生課 にお問い合わせください。	法定相続人
	問い合わせ先
	衛生課 中原区役所別館 3階窓口 食品衛生係 ☎ 044-744-3273 環境衛生係 ☎ 044-744-3271 感染症対策係（医療系） ☎ 044-744-3280

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所以外の主な手続き

相続について

委任状

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。詳しくは、故人が働いていた勤務先にお問い合わせください。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		故人の被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。 （国民健康保険の加入の場合は原則14日以内）
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。 加入されている健康保険組合にご確認ください。
遺族厚生年金の請求	5年以内	詳しくは年金事務所または年金ダイヤルへお問い合わせください。 高津年金事務所 ☎ 044-888-0111 年金ダイヤル ☎ 0570-05-1165

チェックリスト

各種手続き

区役所以外の主な手続き

相続について

委任状

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	国税に関する一般的なご相談は「国税相談専用ダイヤル(ナビダイヤル)」にお問い合わせください。 ☎ 0570-00-5901 (中原区所轄の税務署) 川崎北税務署 ☎ 044-852-3221
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所以外の主な手続き

相続について

委任状

少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

区役所以外の主な手続き

相続について

委任状

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き ※返納は義務ではありません。運転免許証の有効期限が満了していない場合には、運転免許証更新連絡書などの通知が届くこととなります。通知の停止を希望される場合には、手続きが必要となります。	中原警察署 ☎ 044-722-0110 (代) 運転免許センター ☎ 045-365-3111 (代) 運転免許センター もしくは上記警察署など、 神奈川県内の警察署 (横浜水上警察署を除く。)にて お手続きください。
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へお問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
公害健康被害補償法に基づく各種申請	<input type="checkbox"/>	申請が必要な方は環境保健担当にお問い合わせください。	健康福祉局保健医療政策部 環境保健担当 ☎ 044-200-2488
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	国税相談専用ダイヤル(ナビダイヤル) ☎ 0570-00-5901 川崎北税務署 ☎ 044-852-3221
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者移転(相続)登記など	横浜地方法務局川崎支局 ☎ 044-244-4166 横浜地方法務局麻生出張所 ☎ 044-955-2222 横浜地方法務局本局 ☎ 045-641-7461
不動産(空家)の相続など	<input type="checkbox"/>	不動産(空家)の相続などの相談	川崎市住宅供給公社 「すまいの相談窓口」 ☎ 044-244-7590
市営住宅	<input type="checkbox"/>	市営住宅の入居承継手続き、廃止届の提出など	川崎市住宅供給公社 ☎ 044-244-2060 (川崎、幸、中原)
県営住宅	<input type="checkbox"/>	県営住宅の各種手続き	川崎サービスセンター ☎ 044-511-9529

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
特別永住者に関する手続き	<input type="checkbox"/>	特別永住者証明書の返還	最寄りの地方出入国在留管理官署 東京出入国在留管理局 ☎ 0570-034259 東京出入国在留管理局横浜支局 ☎ 0570-045259 東京出入国在留管理局横浜支局川崎出張所 ☎ 044-965-0012
ごみの分別や収集	<input type="checkbox"/>	大量のごみがある場合など、ごみの収集などに関する問い合わせ	中原生活環境事業所 (幸、中原) ☎ 044-411-9220
水道	<input type="checkbox"/>	上下水道の名義変更など	上下水道お客さまセンター ☎ 044-200-3548
農地の相続など	<input type="checkbox"/>	農地の相続などの届出	農業委員会事務局 ☎ 044-860-2461
森林の土地の相続	<input type="checkbox"/>	森林の所有者の変更届	経済労働局農業振興課 ☎ 044-860-2462
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		
相続同意書・遺産分割協議書の作成など	<input type="checkbox"/>	相続同意書・遺産分割協議書の作成手伝いなど	川崎法律事務センター (神奈川弁護士会) ☎ 044-223-1149 神奈川司法書士会 ☎ 045-641-1372 神奈川行政書士会 (川崎南支部) ☎ 044-400-2200 神奈川行政書士会 (川崎北支部) ☎ 044-400-1315

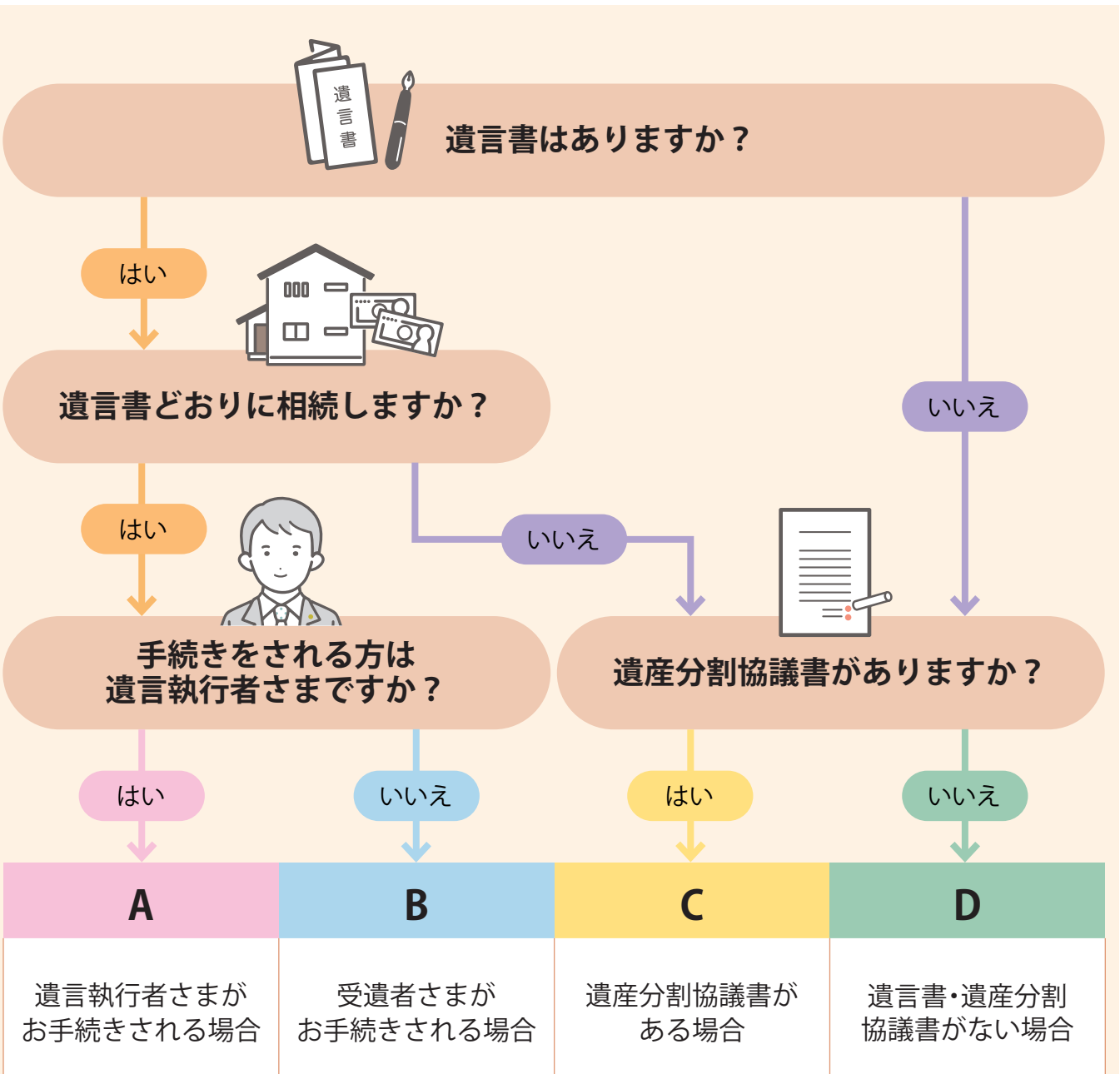
※手続きに必要な書類の中には、区役所などで発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、区役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口にて口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカードなど	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合:遺言執行者分 ・遺言書がない場合:相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所以外の主な手続き

相続について

委任状

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

区役所以外の主な手続き

相続について

委任状

☑	項目	備考
☐	相続人の調査・確定	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。区役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索	自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査	被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、各市税事務所市民税課管理係・市税分室管理担当もしくは各区役所市税証明発行コーナー（申請時から5年度以上前の証明書など一部を除きます。）で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☑	項 目	備 考
☐	所得税の準確定申告	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

チェックリスト

各種手続き

MEMO

区役所以外の主な手続き

相続について

委任状

家系図 (3親等内の親族)

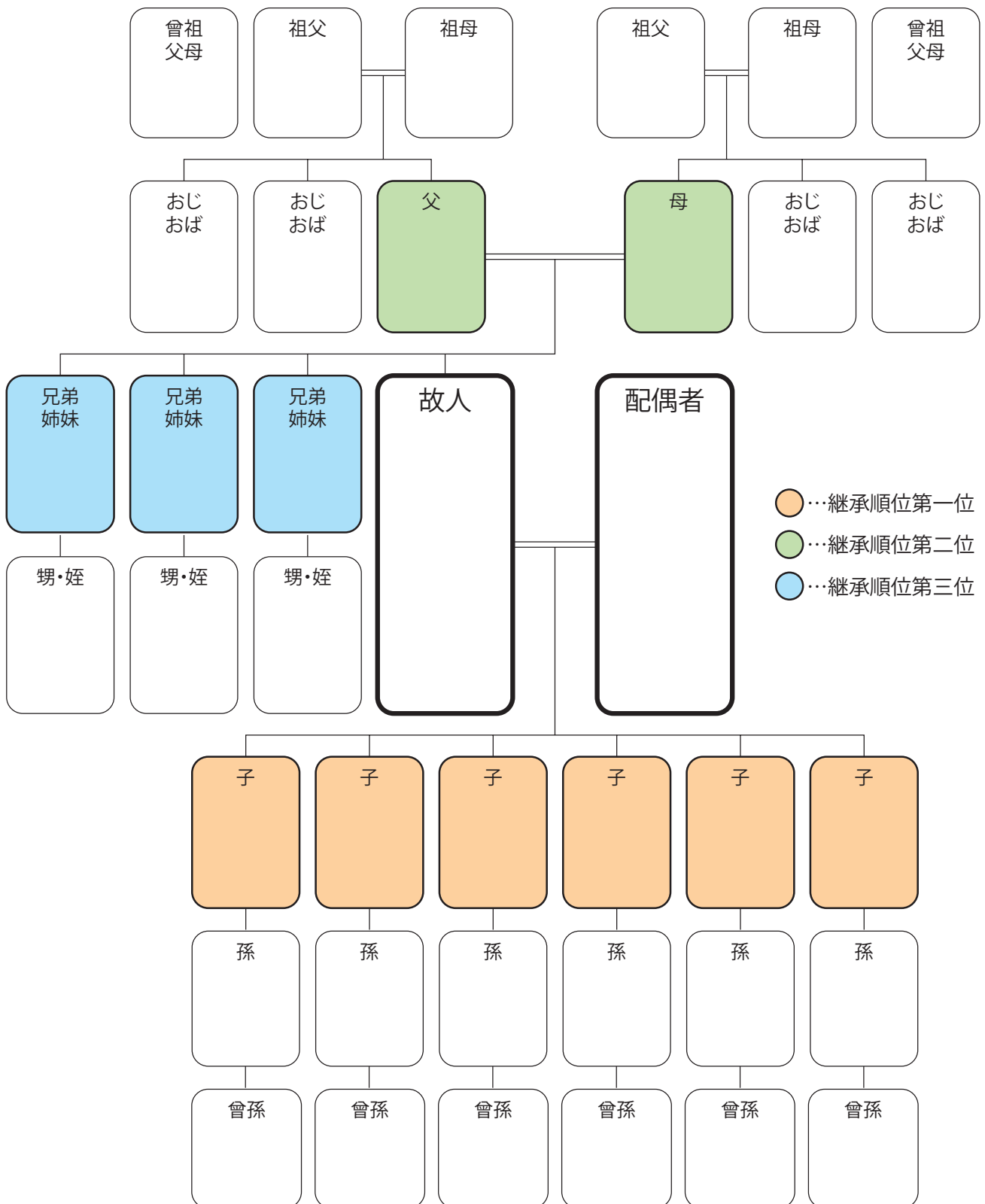
チェックリスト

各種手続き

区役所以外の主な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

区役所以外の主な手続き

相続について

委任状

令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記のルールが 大きく変わります



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

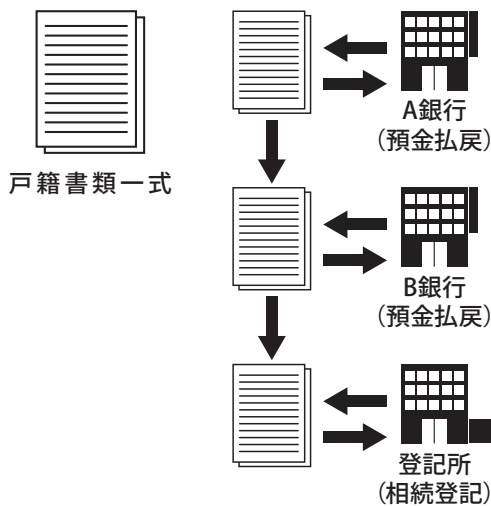
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度もし直しする必要がなくなります。(※1)

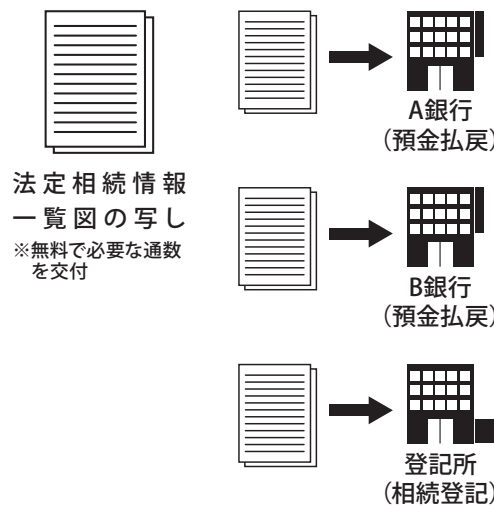
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

区役所以外の主な手続き

相続について

委任状

委任状

代理人 (頼まれた方)

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 年 月 日

委任者 (頼む方)

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

電話番号 - -

(宛先) 中原区長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例) ○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

発行 中原区役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 令和6(2024)年4月

